名張市ホームページ広告掲載取扱基準

(目的)

「名張市有料広告事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。) に基づき、名張市が管理するホームページに掲載する広告の取り扱いに関する基準を定める。

(広告の規格)

広告の規格は次に揚げるとおりとする。

- (1)種類 バナー
- (2) 大きさ 縦60ピクセル・横200ピクセル
- (3) 形式 GIF・JPEG (アニメーション可。動作は表示・更新後2回まで)
- (4) 容量 50KB以下

(広告の枠数)

広告枠は、10枠とする。また、同一広告主の広告は1件までとする。

(広告の位置)

広告の位置は、トップページ等とする。

(広告の掲載期間)

広告の掲載期間は毎年4月から起算し、翌年3月までの12カ月間を最長とする。 また、広告の掲載は原則1ヵ月単位とする。

(広告掲載料)

広告掲載料は 1 枠あたり月額 15,000 円(税込)とし、広告掲載期間が 12 ヵ月の場合、1 ヵ月分の掲載料を減額する。

(広告掲載料の納入)

広告掲載料の納入は1回の申し込みにおける広告掲載料を市が指定する日までに納付しなければならない。なお、1回の申し込みで複数月の掲載を申し込む場合は、分割して納入することができる。

(広告の申し込み)

広告掲載の申し込みは実施要綱第6条の規定に基づくものとし、次に掲げる書類及びデータを掲載希望日の20日前(該当日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに市へ提出しなければならない。

- (1) 有料広告掲載申込書(様式第1号)
- (2) 広告原稿 (データ)
- (3) URL (リンクするホームページ)
- (4) 法人又は団体の概要がわかる書類
- (5) 誓約書兼同意書

(広告原稿の作成)

広告原稿は原則、広告主が自ら用意するものとする。

(広告掲載の決定)

広告の枠数を超える広告掲載の申し込みがあった場合、「名張市有料広告事業実施要綱」第7条第2項の順位が同順位の場合は、掲載期間が長い広告主からの申込を優先するものとする。 ただし、順位を決定し難い場合は、抽選により決定するものとする。

(広告原稿の修正)

広告原稿の修正は、次に掲げる項目に該当する場合、市から求めるものとし、これに従わない場合はその広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) その他修正の必要があると認められるもの
- (付則) この基準は、平成19年11月13日から施行する。
- (付則) この基準は、平成20年1月25日から施行する。
- (付則) この基準は、平成21年1月28日から施行する。
- (付則) この基準は、平成22年1月28日から施行する。
- (付則) この基準は、平成26年6月5日から施行する。
- (付則) この基準は、平成27年1月23日から施行する。
- (付則) この基準は、平成29年3月1日から施行する。
- (付則) この基準は、平成31年3月1日から施行する。
- (付則) この基準は、令和5年4月1日から施行する。